

S A G A 2 0 2 4 競技用具整備基本方針

平成 29 年（2017 年）12 月 22 日
第 5 回 常任委員会 決定
平成 30 年（2018 年）7 月 18 日
第 7 回 常任委員会 一部改正
令和元年（2019 年）5 月 29 日
第 9 回 常任委員会 一部改正
令和 2 年（2020 年）10 月 23 日
第 8 回 総会 一部改正

S A G A 2 0 2 4 の競技運営に要する器具・用具（以下「競技用具」という。）については、競技運営に万全を期するとともに、本県スポーツの普及・振興に資するため、次の方針に基づき計画的に整備する。

1 整備の主体

国民スポーツ大会の正式競技、特別競技、全国障害者スポーツ大会の個人競技、団体競技の競技用具の整備にあたっては、「S A G A 2 0 2 4 県及び会場地市町の所掌事務・経費負担基本方針」及び別に定める競技用具整備要項及び競技用具整備計画に基づき、県及び市町が行うものとする。ただし、公開競技、デモンストラーションスポーツ、オープン競技の競技用具の整備は、主管する競技団体等において行うものとする。

2 推進体制

競技用具の整備にあたっては、県と会場地市町が十分協議するとともに、県競技団体、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、中央競技団体等と連携のうえ、推進するものとする。

3 調達方法

競技用具は、原則として県および会場地市町並びに県競技団体等が現有するものを活用することとし、現有の競技用具で不足するものについては借用し、借用

困難な場合についてのみ購入するものとする。

4 特殊な競技用具

一般の利活用が見込めない競技用具や通常の競技会運営に必要な競技用具の量、質を超えて整備しなければならないものについては、別に定める。なお、整備にあたっては、他県との共同調達等を検討するものとする。

5 保管・利活用

購入する競技用具の保管並びに両大会終了後の利活用等については、県及び会場地市町がそれぞれの責任において行うものとする。